「大地震後の生活継続に着目した集合住宅の防災性能評価手法に関する検討」

令和元年度 建築基準整備促進事業(調査事項M5) 〔国立研究法人・建築研究所との共同研究〕

令和2年4月22日

ANUHI 一般社団法人 新都市ハウジング協会 マンションLCP分科会

調査実施の背景・目的

- □ 集合住宅居住者の多くは、地震後も自宅に留まっての生活継続(いわゆる「在宅避難」)が強く求められている。
 - 公的な避難所の収容能力の限界
 - 被害程度がより大きい戸建住宅の被災者が優先
 - 既にいくつかの自治体では、防災計画策定上の前提条件。
- □ このため集合住宅における大地震時の「生活継続力」の確保は喫緊の課題となっている
 - 生活継続力・・・在宅避難生活の継続を可能とする性能
 - 防災側面から見た建築計画の配慮だけでなく、被災後の運用管理等をソフト面の事項も含めた総合的な対策が必要である
 - また、そのための評価の仕組みも必要である。
- □ そこで、大地震時の生活継続に着目した集合住宅の防災性能評価手法の仕組みを検討する。

検討体制

- □ 本調査は、一般社団法人・新都市ハウジング協会・マンションLCP分科会※が主体となり、国立研究法人・建築研究所との共同研究体制下で実施した。
 - ※:協会では、平成25年度より大地震後のマンションの生活継続力 (LCP)について検討する専門部会(マンションLCP分科会)を発 足しており、平成28年度にはチェックシート方式のLCP評価手 法「LCP50+50」を構築し、WEBの公開・運用を行っている。
- □ また、有識者委員会を設置し、そこで得られた意見等を本 活動に反映しながら進めてきた。

く有識者委員会>

委員長:

森山修治 日本大学工学部建築学科教授

委員:

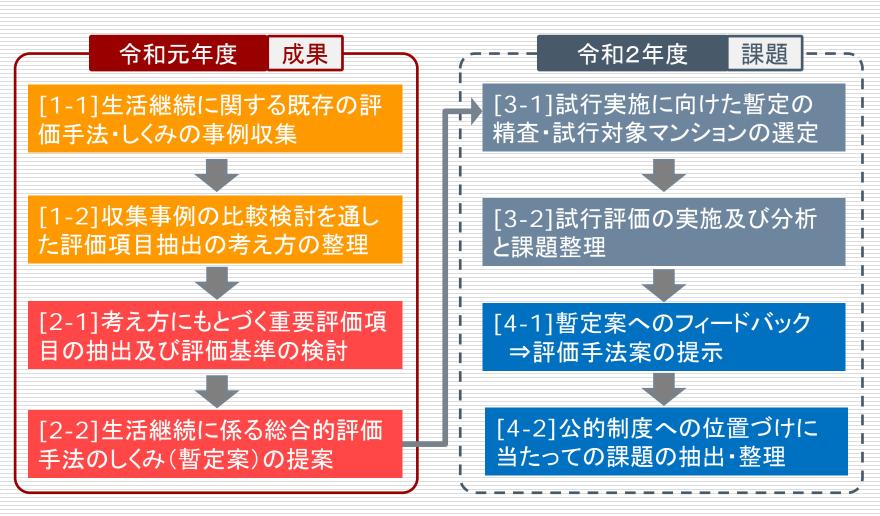
増田幸宏 芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科教授

山海敏弘 国土交通省国土技術政策総合研究所 住宅研究部長

藤本秀一 国土交通省国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅計画研究室長

調査事項

□ 令和元年から2か年で次のような調査を実施する。



既往の認定制度等の実態調査結果(ヒアリング)

認定制度等	ヒアリング対象	調査月日
大阪市防災力強化 マンション認定制度	大阪市 都市整備局 企画部安心居住課	2019年9月10日
杜の都防災力向上 マンション認定制度	仙台市 都市整備局 住宅政策課	2019年10月8日
中央区防災対策優良マン ション認定制度	東京都 中央区 総務部 防災課 普及係	2019年12月5日
すみだ良質な集合住宅認 定制度	東京都 墨田区 都市計画部住宅課 計画担当	2019年12月10日
川崎市高層集合住宅の震 災対策に関する施設整備 要綱	川崎市 まちづくり局総務部まちづくり調整課	2019年12月9日

防災マンション認定制度等の概要

1-1

自治体	大阪市	仙台市	東京都中央区	東京都墨田区	川崎市
制度名	防 災 力 強 化 マ ンション認定制度	杜の都防災力向上 マンション認定制 度	中央区防災対策 優良マンション 認定制度	すみだ良質な集合住 宅認定制度	高層集合住宅の 震災対策に関す る施設整備要綱
創設年月	H21年8月~	H25年4月~	H27年度~	H25年度~	H24年7月~
主な認定の要件	・延べ面積の1/2以上が住宅の民間マンション・住宅性能評価を受けるマンション	<防災性能> ・建築確認を受けた もの ・耐火建築物 <防災活動> ・管理組合等で認定 申請の決議等	・戸数が <u>10戸以上</u> のマンション (専用部分の床 面積が1戸当たり 40㎡以上住宅)	・完了検査を受ける前までに建設住宅性能評価書の交付を受ける・10年間は認定基準への適合義務	・高層集合住宅で、 地階を除く <u>階数が</u> 10以上の建築物の うち、共同住宅の 用途に供するもの (含、用途併用)
基準	①建築物の構造	<防災性能>	①防災組織の設置	【必須項目】	①防災備蓄スペー
青字 (下線): ハード面 赤字: ソフト面	②建築物内部の安全性 ③避難時の安全性 ④災害に対する備え ⑤防災アクョンプラン策定 ⑥その他 災害時の動線の考慮、 各々の被害想定を踏 まえた対策、災害時 の情報伝達	①建物本体の耐震性 能 ②防災性能※1 <防災活動> ①自主防災組織の結 成 ②防災マニアル作成 ③選択※2	②防災では別作成 ③原則として年1 回以上防災訓練 実施 ④地域の町会等と の連携	①耐震性 ②設備配管ルギブルジョク 」 ③地震時管制装置付EV ④備蓄倉庫 ⑤住戸内の安全対策 【選択項目】 ・構造・設備等の配慮 ・防災に関する管理・ 運営上の配慮	<u>ス</u> ②防災トイレ

※1:非構造部材の落下防止/防災備蓄倉庫設置/避難場所の確保/耐震ドアの設置/EV対策)

※2:防災訓練の実施/各住戸の家具固定/地域の防災訓練への参加/地域の避難所運営に関する連携/非常用電源の 確保/災害用簡易トイレの確保/救急資機材などの整備/飲料水及び食料の確保

大阪市防災力強化マンション認定制度

1-1

対象

- ・建築物の延べ面積の2分の1以上が住宅の民間マンション (新築・既存、分譲・賃貸を問わず)
- •住宅性能評価を受けるマンション

(設計・建設性能評価とも、または既存住宅に係る建設性能評価)

認定 要件 •基準

- 1.建物の構造に関する基準 ①耐震性 ②耐火性
- 2.建物内部の安全性に関する基準
 - ①住戸内の地震対策 ②EV ③防災倉庫 ④救出·救助
- 3. 避難時の安全性に関する基準
 - 1)地域防災計画の避難路に面する敷地の場合:①延焼遮断帯の形成 ②落下防止
 - 2)地域防災計画の避難路に面する敷地以外の場合:①空地の確保 ②落下防止
- 4. 災害に対する備えに関する基準[規模等に応じて選択]
 - 1) 災害後の生活維持を図る備え (11階以上に住戸あり、または200戸未満⇒2項目以上、11階以上に住戸なし、かつ200戸以上⇒3項目以上)
 - ①飲料水の確保 ②食料、食事の確保 ③し尿処理 ④生活用水の確保
 - ⑤一時避難場所の確保
 - 2)高層住戸の災害後の生活の確保について(11階以上に住戸あり⇒1項目以上、11階以上に 住戸なし⇒選択不要)
 - ①防災倉庫の確保 ②生活場所の確保 ③災害後も使用できるEV ④その他の対策
 - 3)日常の自主防災活動について
 - ①防災訓練 地域連携
- 5. 防災アクションプランの策定に関する基準
 - ①計画の目標 ②計画の位置づけ ③マンションの概要 ④マンションの防災関連情報
 - ⑤マンションに備わっている防災性能、防災設備、備品・備蓄物資一覧 ⑥災害に対する備え
 - ⑦地域への貢献について ⑧防災アクションプランを補完する各種マニュアル
- 6. その他の基準 ①生活動線 ②被害想定 ③情報伝達手段



大阪市防災力強化マンション 認定事例

規模•戸数	地上15階、42戸 認定 計画:H24、変更:H26
1.建物の構	〇耐震等級(倒壊等防止)等級1、及び耐震等級(損傷防止)等級1
造	〇耐火建築物、延焼防止(開口部等)等級2、延焼防止(開口部以外)等級4
2.建物内部	○住戸内の地震対策:家具転倒防止マニュアルの作成・配付、家具転倒
の安全性	防止対策相談窓口を一定期間設置、対震枠付玄関ドアの設置等
	〇地震時の安全装置が設けられたエレベーターの設置
	〇バールやジャッキ、布担架など被災時に役立つ救出救助資器材の設置
3.避難時の	〇空地の確保 〇落下防止対策
安全性	
4-1.災害後	┃○食糧、食事の確保 ・かまどベンチの設置・ベンチ用燃料等の備蓄 ┃
3日間の生	○し尿処理の確保: マンホールトイレ用マンホール及び災害用トイレ
活維持	キットを1セット設置
4-2. 高層	〇低層部に高層住戸の住民の避難生活に利用できる屋内スペース
住戸の生活	を確保
場所	
5. 防災アク	〇被災時のマンション住民の生活基盤の確保や、地域への貢献に寄
ションプラン	与するため、マンションの防災上の特色や管理組合にて行う対策等
	について明文化し、管理規約に定める。

大阪市防災力強化マンション 認定事例



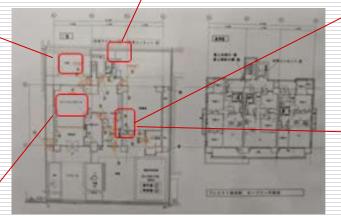


PERIO CO-PO-CO
PETER STATE STA

【外観】

【表示プレート】

【マンホートイレ用マンホール】



【防災倉庫内部】



【かまどベンチ】



【1階及び基準階キープラン】

【防災倉庫内部 (トイレ位置図)】

大阪市防災力強化マンション 認定事例 2

1-1

□ 防災アクションプランの例





杜の都防災力向上マンション認定制度(防災性能関係)

1-1

対象

●防災性能(建築物)

- 1) 仙台市内に存するもの、または建築しようとするもの
- 2) 建築確認を受けたもの
- 3) 耐火建築物
- 4) 建築基準法又は消防法上、是正指導等を受けていない。 又は是正指導等を受けた当該指導にもとづく是正を完了している

認

準

●防災性能

(**建物の性能**) …次のいずれか

- 1) 昭和56年以降に建築確認
- 2) 耐震改修促進法の計画認定を受けた耐震改修工事を実施
- 3) 耐震改修促進法の安全性基準に適合する旨の認定取得

(建物の防災性能)

- …次の2つ以上に適合【認定基準で詳細を規定】
- 1) 非構造部材の落下防止対策
- 2) 防災備蓄倉庫

3) 避難場所

- 4) 住戸の扉
- 5) エレベーターの地震対策
- …表示方法:
 - 2項目⇒★、3~4項目⇒★★、すべて⇒★★★

杜の都防災力向上マンション認定制度(防災活動関係)

1-1

対象

●防災活動(管理組合等)

- 1) 仙台市内に存するマンションの管理組合等
- 2) 建築基準法又は消防法上是正指導等を受けていない。 又は是正指導等を受けた当該指導にもとづく是正を完了している
- 3) 管理組合等において、認定申請の議決がなされている

●防災活動

(防災活動の実施等)

- …次のいずれか【認定基準で詳細を規定】
- 1) 自主防災組織を結成していること
- 2)1)及び次のイ)を実施し、
 - かつロ)~リ)のうち4~7つ実施
 - イ) 防災マニュアル作成の手引及び認定基準に適合する防災マニュアルの作成
 - ロ) 自主防災組織の防災訓練
- ハ)各住戸の家具の固定
- こ)地域の防災訓練への参加
- ホ)地域の避難所運営に関する連携

へ) 非常用電源の確保

ト)災害用簡易トイレの確保

チ) 救急資機材等の整備

- リ) 飲料水及び食糧の確保
- 3)1)、2)に掲げるすべてを実施
- …表示方法:1)に該当⇒★、2)に該当⇒★★、3)に該当⇒★★★

記定要件・基準

杜の都防災力向上マンション認定制度 取組事例



外観







1階 防災倉庫



共用スペース (避難スペース)



共用スペースにおける備蓄収納



中間階 防災倉庫

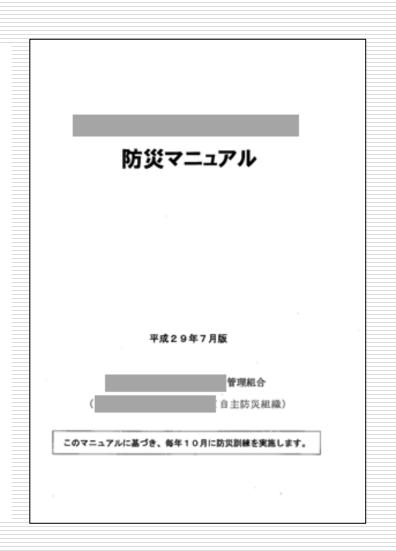
杜の都防災力向上マンション認定制度 取組事例

1-1

□ 防災マニュアル(目次構成)

<目次構成>

- 1. 震災対応時のお願い
- 2. 対策本部体制
- 3. 名簿・防災活動備品・備蓄物資リスト
- 4. 震災時活動フロー
- 5. 震災時の自主防災活動 地震発生~1日目 地震発生から2日目~3日目 地震発生から4日目以降 地震発生時の各種設備操作
- 6. 様式集
 - 様式1 安否情報シート
 - 様式2 対策本部安否情報シート
 - 様式3 安否確認ステッカー
 - 様式4 安否不明ステッカー
 - 様式5 使用・立入禁止シート
 - 様式6 備蓄物資配布リスト



各認定制度等の比較①(審査・検査体制)

自治体	大阪市	仙台市	東京都中央区	東京都墨田区	川崎市
認定等手続き	①事前協議 ②審查 ③審查 ④計建現場 ⑤認事查 ⑥認事查 ⑥ 沒 ⑥ 沒 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份 份	〈①(②③→④⑤〈①(②多次定計查定等認建現認防認組審認性申図(計事查)等()(②多次定職查)等()(②多次))()()()()()()()()()()()()()()()()()()	認事請書に 事項を 事項 ま可 まで まで まで は り う り う り う り り り り り り り り り り り り り		【新築】 ○事前協議 → 本事の実施 ○完了 【既存】 ○確認申込
審査体制	・課長以下4人 で実施 ・年間数件程度 を審査 ・標準処理期間 は2週間程度	・基本的に1人 ・事前相談は概 ね2回程度。 ・本審査概ね1 週間程度(新 築・既存共)	・担当2名の他 コンサル及び 委託事業者と 連携して進め ている	・1人で認定制 度の事務を担 当	・担当は2人で 運用
現場検査	現地で家具転倒 防止用下地まで 確認	基本は写真確認で、現地に行くことは少ない	_	現地にて確認	要件の設備が設置されていることを現地で確認

各認定制度等の比較②(防災活動・表示方法等)

自治体	大阪市	仙台市	東京都中央区	東京都墨田区	川崎市
防災活動 等の事前 確認	事業者が作成 する原始規約等 の写しを確認	原 始 規 約 の 確 認までは行って いない	防災マニュアル、 訓練実施報告 書等の書類を審 査	事前の原始規 約の確認までは 行っていない	管理規約等の 事前確認まで 行っていない
維 持 管 理 報告等	1年後のみ実施。 主に新築時確 認できない防災 活動等を確認	防災活動認定 については、2 年毎に活動内 容の報告を行う	毎年1回、活動 状況報告書の 提出	毎年1回報告	_
表示方法	認定証マーク表示	認定証·マーク 表示(防災性能 と防災活動をそ れぞれ☆の数で 表示)	認定シールと認 定盾を交付	認定証等の交 付	整 備 基 準 適 合 証の交付
マーク・プ レート・適 合証等	防災力強化マンション WSR. BATRID. ANC URB NGS	社の部 防災力向上マンション COCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCC	中央区 物質対象便食マンション ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	TANSSELS OF T	東 専 川崎市高層集合住宅の震災対策 に関する施設登備要綱 整備基準適合証 新アンシンは、原京番目バースと 用京がたったと表えいます。 川崎市長
公表制度	市ホームページや広報誌で情報公開	市ホームページ で情報公開 (認定マークの 資料)	区ホームページ で情報公開	区ホームページ で情報公開	市ホームページ で情報公開 (個人事業主は 公開を希望しな い傾向にある)

各認定制度等の比較③(防災活動・表示方法等) 1

	自治体	大阪市	仙台市	東京都中央区	東京都墨田区	川崎市
	実績等 (調査時点)	52件 (年4 ~ 5件)	48件 (年6 ~ 7件)	78棟	防災型8棟 (年1件程度)	57件 (公表件数のみ)
	補助金等	・銀行の金利優 遇	_	・防災資機材や 防災訓練経費 の助成	・機能整備費補助、動力用自 家発電機整備 費(実績なし)	・危機管理部局 で自主防災組 織への助成が ある
	588 8 5 _	・賃貸住宅の家 具転倒防止対 策に関して原 状回復義務か ら外せるとよい	・認定件数の伸び悩み。 ・敢えて認定取得する必要はないと言われることもある(大手デュアッパー等)。	分譲住宅への 更なる普及。賃 貸住宅にいかに 広げるか	・維持管理のため管理組合へ引継ぎが必要・水害などへの対応	・要綱なので、 申請の4~5割 しか遵守され ない。どうイン センティブを与 えるかが課題
	課題・ その他	・大手は防災対策を標準化、 ・中小・賃貸が増加 ・備蓄は3日→7日分に改正	・認定取得で管理組合がきるといるとしているといる。・既存物件で取得しやすいようにH27年に改正	・タワーマンションのマニュアル作成を支援・防災対策推進マンションの登録制度あり	・ワンオーナー の賃貸住宅で 増えている ・認定物件は訓 練がありコミュ ニティ良好	・既存は数年に 1件程度。 ・プレートを貼り たくないケース も見られる。

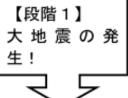
- □ マンション市場の動向や管理組合活動の実態等、それぞれの地域の実状・ニーズや施策目的等に応じて、多様な取組みが行われている。
 - 認定制度として計画を審査・認定するもの、建築指導の一環として取り組まれているもの
 - 基準はハード中心でソフトとの組合せで評価するもの、ハード(建物)とソフト(防災活動)をそれぞれ評価するもの、ソフト(防災活動)を評価するもの
 - 審査について、実際に現地に行くもの、写真等での確認が中心と なるもの
 - 防災体制等について、管理規約原案の確認をしているもの、そこまでは実施しないもの
 - 普及促進のための補助制度等があるものとないもの

生活継続に着目した防災性能項目抽出の考え方

- □ 防災性能項目の洗い出しについては、既往文献等の整理、自治体等へのヒアリング調査、分科会・有識者委員会での議論等を踏まえ、次の手順で行った。
 - ①生活継続に着目した防災性能の考え方の整理
 - ⇒防災性能項目の洗い出しの枠組みの設定
 - ②新都市ハウジング協会のWebサイトで既に運営されている「M-LCP50+50」の評価項目からの重要評価項目の抽出
 - ③国の住宅性能表示制度を想定した評価手法の提示
- □ 大地震による災害が生活継続困難へと至るプロセスを4 つの段階で捉え、また、それぞれの段階における生活継 続に着目した検討の視点を整理した上で、防災性能評価 の抽出を行った。

生活継続に着目した防災性能の考え方

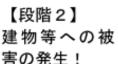
1-2



|視点 1 |: 災害外力をどのように設定するか

- ●大地震による揺れの大きさ、液状化の発生等
- ●二次的な津波、土砂災害の発生
- ●被災後の豪雨、その他の自然災害の影響等

評価の前提 | 条件 |





視点2 建物等の被害をどのように想定するか

- ●建物被害(部位別)
- ・躯体(専用・共用)・二次部材 ・開口部
- ・EV ・設備施設 ・配管類 ・情報設備
- ●敷地・外構、周辺地域 (ライフラインなど)



【段階3】 生活継続阻害 要因の発生!



【段階4】 生 活 継 続 不

全!

視点3 どのような生活継続阻害要因を評価するか

- ●家具や住宅設備などが使えない
- ●廊下・階段が通れない
- ●水や電気が来ない。水が流せない
- ●他の住人と連絡がとれない



視点 4 生活継続不全をどのように解消するか

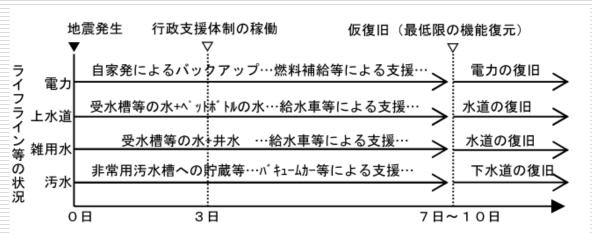
- 事前の体制整備による早期状況把握
- ●一次的な避難場所の確保
- ●生活のしにくさ、不安・孤立の早期解消



評価の前提条件等(視点1)

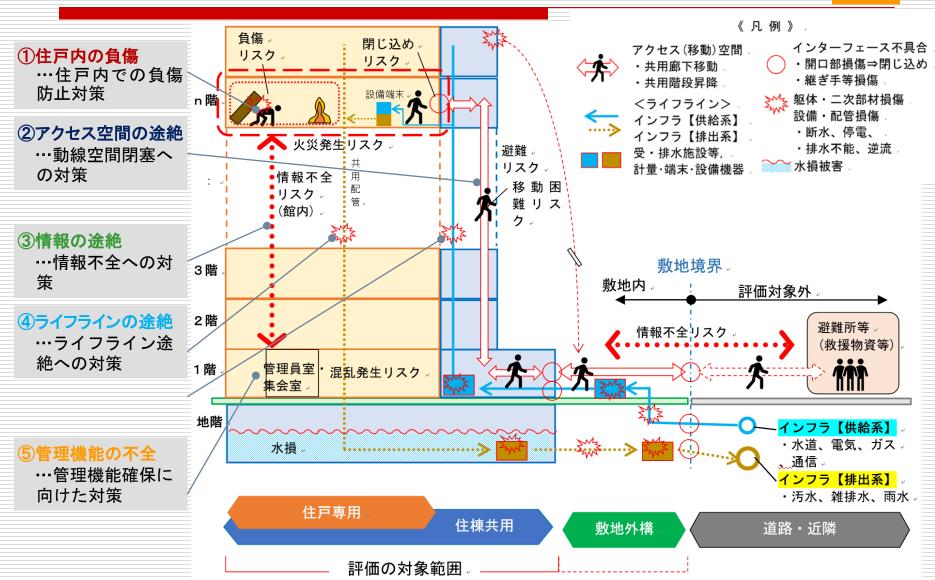
1-2

- 1)災害外力とマンションの被災の程度について
 - □ 災害外力として、発生する確率が高いとされている「首都直下地震」 や「南海トラフ地震」などの大地震を想定する。
 - □ 地震発生により二次的に起こる異なる災害外力(津波被害や土砂災害等)は想定しない。…対象マンションの被災の程度は、主要構造部に著しい被害が生じておらず、居住が可能な状態とする。
- 2)ライフラインの被災状況・復旧の状況について
 - □地震発生後3日 間程度で行政的 な支援が期待で きるものとする。
 - □また、1週間~ 10日で電気、通 信、上下水道が 仮復旧するもの とする。



国土技術政策総合研究所「災害拠点建築物の設計ガイドライン(案)」H30.1 公表資料より 2.5 ライフラインの状況を踏まえた業務計画に対応する計画 を参考に作成http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn1004.htm

生活継続の阻害要因と求められる対策(視点2~4)



重要評価項目の抽出

- □ 「M-LCP50+50」からの抽出作業の視点
 - 住宅性能表示制度で同様の評価項目のあるもの、また、地震以外の外力に関するもの(津波)は除外した。
 - ①構造の安定に関すること(耐震性確保)
 - ②火災の安全性に関すること(建物の耐火性確保等)
 - ③高齢者等への配慮に関すること(共用部分のバリアフリー化)
 - 上記のスクリーニングした上で、 これまでの調査等を踏まえて、重要と 思われる事項を、LCP50+50の評価 項目から抽出した。
 - 評価方法の検討に向けて、住宅のハードに関わる評価項目なのか、体制・活動等のソフトに関わる評価項目なのか、についても併せて整理を行った。



重要評価項目の抽出結果

生活阻害要因0)発生	評価事項	 【評価項目】(抽出·再整理)
a. 住戸内での 負傷	<i>∲</i> 551°	1) 家 具 の 転 倒防止対策	①家具の転倒防止対策
b. アクセス空間 の途絶	ÿÅ ≫	2) 動線閉塞への対策	②玄関ドアの閉じ込め対策 ③EV設置年代・更新 (EV閉じ込め対策) ④避難階段における採光の確保 ⑤各階での物資備蓄(高層階) ⑥避難スペースの確保
c.情報の途絶	⟨ ×⟩	3) 情報不全への対策	⑦館内情報伝達計画·手段 ⑧安否確認体制
d.ライフライン の途絶	\	4) ライフライ ン途絶への対 策	⑨電力供給確保対策⑩施設の水損防止対策⑪給水方式⑫排泄物処理手段の種類
e.管理機能 の不全	6	5) 管理機能 確保に向けた 対策	①地震防災計画等の計画・運営体制 ①4生活サポート体制

評価方法基準(素案)の検討

2-2

(1) 家具の転倒防止対策

①家具の転倒防止策

建物仕様 家具転倒防止策への配慮			
Cランク:			
なし			
~			
のある壁の下地が、家具固定			

(2)動線閉塞への対策

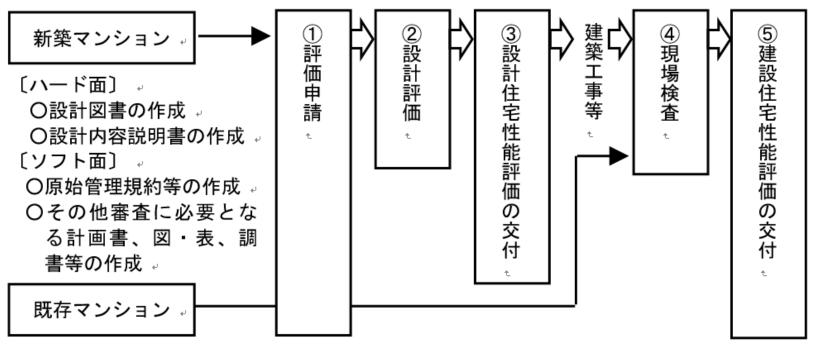
②玄関ドアの閉じ込め対策

評価項目(暫定案)	玄関ドアの閉じ込め対	ない。		
評価内容	ドア歪み防止対策	美施		
LCP50+50 にお	SAラング:	Aランク:	Bランク:	Cランク:
ける判定基準※	-	玄関ドアは「耐震ドア」である	一般的なドアである	_
評価対象 評価対象部位	新築又は既存の共同 共用部分(住戸専用係			
評価方法基(素案)		玄関ドア(JIS A 4702 と同等の対策が講じられ	面内変形追随性の規定にお れていること	けるD一等級同

評価方法の検討

2-2

□ 住宅性能表示制度の評価スキームをベースに検討



[ハード面](基準を満たす改修を実施する場合)

○確認申請図書(副本) ○改修設計図書の作成 ○設計内容説明書の作成 □ 〔ソフト面〕 □

○管理規約等の写し ○その他審査に必要となる計画書、図・表、調書等の作成 √

評価方法の暫定案の精査

R2課題

- (1)表示の前提となる適用範囲
- □ 災害外力の設定、インフラの被害・復旧状況の想定、生活継続力の 阻害要因となる設備等がない建物への適用等
- (2)体制・活動等ソフト面に係る表示の方法
- □ 管理組合の体制整備や防災活動、食料・備品等の備蓄等を"住宅性能"としてどのように表示するか
- (3)相反する対策の表示の方法
- □ 評価事項により、お互いに相反する関係にある対策の洗い出しと、消 費者が誤解なく、適切に理解できるような表示方法の検討
- (4) 既往認定制度との関係の整理
- □ 地方公共団体において既に取り組まれている認定制度における表示 項目との対応関係や、相互認証等の可能性について

試行評価の実施及び分析・課題整理

R2課題

- ●具体物件での試行評価の実施
- ・超高層、高層、中層など異なる規模(高さ)
- ・開放片廊下、中廊下など異なる住棟アクセス形式
- ・単棟、団地型など異なる住棟配置形式
- (1)設定された評価方法の実務面での課題等の整理
- □ 暫定評価項目が第三者機関によって客観的な評価が可能か。
- (2)特にソフト面の評価方法と妥当性の確認
- □ 現行の住宅性能表示制度においては、設計住宅性能評価で設計内容を評価し、建設住宅性能評価で現場検査を行うが、このような制度スキームにおいて、どのようにソフト面の評価を行うか。
- (3)地域特性に伴う課題の整理
- □ 評価項目のうち、地域特性が影響する事項についての洗い出しを行い、評価に必要な情報が確認できるかどうか。

試行のフィードバックと提言のとりまとめ

R2課題

4

住宅性能表示制度での対応とその他の施策等への提言

□ 現行の住宅性能表示制度に対する提言とともに、基準化が難しい事項や、LCP評価の普及・啓発等に有用な方策等についても、別途提言としてとりまとめる。

【令和元年度作業】

【令和2年度作業】

防災性能向上 に必要な対策 の検討 → 表示・評価方 法の暫定案の

検討

- ・表示・評価方 法(案)の検 討
- ・試行評価の実 施 ⇒フィージビ リティの検証

基準化で きるもの

基準化が難 しい事項等 の解説等 【アウトプットイメージ】

日本住宅性能表示基準 ・評価方法基準(案) の提言

評価方法にかかる技術 解説書、またはこれを 補足するリーフレット 等の提言

その他既往制度・施策等への提言

他の関連施策との連携、規制緩和等 との組合せによる推進方策の提言等